

◎四十四番（渡辺義信君）自由民主党議員会、渡辺義信であります。

昨日、台湾の遠東航空は経営不振のため十三日から全便の運航を停止すると発表しました。福島空港と台湾を結ぶ唯一の路線であり、今年度も残り五十便の運航が予定されておりました。年末年始の旅行計画を初め今後のインバウンド観光戦略の練り直しなど県民生活に大きな影響の出ることがないように、県にはしっかりと対応していただくことを申し上げ、以下質問に入ります。

東日本を縦断し、猛威を振るった台風第十九号の発生からきょうで六十日目となりました。極めて広範囲に及ぶ大災害であり、我が党としても発災当初から政府与党と連携し、早期復旧と生活再建を進めるべく取り組んできました。

国は、先月、被災地域の切実な声を踏まえ、被災者の生活となりわいの再建に向けた対策パッケージを取りまとめたところでありますが、本県においては、避難生活の長期化や災害廃棄物の処理など、早期復旧に向けた課題が山積しております。

また、気候変動による自然災害の激甚化等を踏まえた防災・減災対策の充実強化はもとより、河川を初めとした被災箇所の上原復旧にとどまらない改良復旧を基本とした抜本的な国土強靱化対策を強力に進めていかなければなりません。

県においては、東日本大震災からの復旧・復興事業とあわせて、台風第九号等からの早期復旧を確実に進めるとともに、今回の水害で被災された方々が日常生活に不安を感じることはないよう、生活再建に向けた取り組みをさらにきめ細かく、迅速かつ強力に進めていくことが強く求められております。

そこで、知事は復興・創生と台風第十九号等による災害からの復旧や生活

再建を前に進めるため、令和二年度当初予算をどのような考えのもとに編成していくのか伺います。

次に、災害対応についてであります。

我が県が十月十二日に台風第十九号に被災した翌日、我が党は直ちに災害対策本部を設置し、県内各地において各議員や我が党関係者が被害の状況把握に努め、十月十五日には知事に対して緊急の申し入れを行いました。翌十六日以降は、安倍総理や二階自民党幹事長を本部長とする党本部の非常災害対策本部が本県の広範にわたる被害状況を確認したところであり、我が党会派から激甚災害の早期指定を初め被災者の生活再建の支援強化などを強く申し入れたところであります。

その後、十月三十一日には県議会議員選挙が告示され、我々は選挙期間中にも県民からさまざまな御意見を伺ってまいりました。体の不自由な方やお年寄りの避難が大変だった、土砂や浸水した家財などの処分の方法がわからなかった、さらには、水害が甚大だった地域においては、今後もこの地域に住んでいて大丈夫なのかなど、切実な話ばかりでした。

県においては、台風の接近前から事前配備を行い、消防、警察、さらには自衛隊などの関係機関と連携して災害初期の緊急対応に取り組みました。一方、市町村との情報共有や住民の避難などについて課題があったとも伺っており、大規模災害発生時の広域自治体としての役割や住民の避難の実態と課題について改めて検証し、有事の際にも県民にとって頼りになる行政づくりを進めていく必要があると考えます。

そこで、台風第十九号等への災害対応の初期段階においてどのように取り組み、今後その教訓をどのように生かしていくのか、知事の考えを伺います。

これまでにない大型で強い勢力のまま本県を襲った台風第十九号等により

二万棟を超える住宅被害が発生しました。住宅に浸水被害を受けた県民の物心両面のダメージは大きく、生活の再建には長い時間と重い経済的負担が必要です。

しかし、公助のかなめとなる被災者生活再建支援法では半壊世帯等を支援対象としていないことから、十一月二十二日、我が党として知事に対し、市町村と連携して独自の支援を行うよう緊急要望をしたところであり、県は要望に応え、県独自の特別給付金について補正予算に計上しました。この特別給付金は、被災者の生活再建のためには速やかに支給しなければなりません。

そこで、県は被災者生活再建支援法の対象とならない半壊世帯等への特別給付金を速やかに支給するため、市町村とどのように連携していくのか伺います。

これまで河川の防災・減災対策としては、ハード対策、いわゆる整備や改良が中心に行われてきましたが、近年災害において想定を超える豪雨災害が頻発していることから、水害発生リスク情報の公表など、ソフト対策の充実にも着手していると承知しております。

今後ますます予断を許さない豪雨災害から住民の生活、生命、財産を守り、被害を最小限にするためには、将来の土地利用や住民への情報の伝達など広い視野での対策を行う必要があると考えます。

そこで、県は洪水被害に備えた総合的な防災・減災対策にどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、復興・創生についてであります。

国は、今年九月、復興・創生期間後における復興基本方針案において、復興庁の現行体制を維持して設置期間を十年間延長することや、通常予算とは別枠の東日本大震災復興特別会計を維持し、令和七年度までの前半五カ

年分の復興事業に必要な財源を確保することなどを示しました。

かねてから我が党としても政府・与党に対し繰り返し要望してきたことが形になりつつあり、原子力災害からの復興の途上にある本県の実情を踏まえた適切な判断であると評価しております。

しかしながら、復興・創生期間後の十年間を通して本格的な復興事業が進められる一方で、原子力災害地域の定義について、対象とする範囲はそれぞれの政策で決めるとされておりますが、風評被害の影響は全県下に及んでいるため、簡単に地域割りができる問題ではありません。

また、双葉町、大熊町においては、東日本大震災から十年がたつて、ようやくスタートラインに立った段階であるなど、今後の復興・創生期間後の取り組みが本県の真の復興につながっていくものであり、組織体制や中長期的な財源をしっかりと確保していくことが重要であると考えます。

そこで、知事は復興・創生期間後の体制や財源の確保にどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、地方創生のさらなる推進についてであります。

全国的に人口減少、少子高齢化が進行する中、本県では平成二十七年に人口の現状と将来の目指すべき姿を示す福島県人口ビジョンを策定し、ビジョンに掲げた目標の達成に向け、ふくしま創生総合戦略に基づき、さまざまな施策を展開してきたものと認識しております。

しかしながら、本県を取り巻く状況は依然として厳しく、このたび県が示した福島県人口ビジョンの更新案によれば、令和二十二年に維持しようとする人口の目標は百六十二万人から百五十三万人へと九万人減少しております。

現在県では、来年度を初年度とする次期総合戦略の策定に向けて検討を進めておりますが、こうした厳しい現状を踏まえ、次期総合戦略のもと、よ

り実効性の高い施策を展開していく必要があると考えます。

そこで、知事は地方創生をさらに推進するため、次期総合戦略のもと、どのように取り組んでいくのか伺います。

次に、災害廃棄物の処理についてであります。

今回の台風第十九号等の被災地域での災害廃棄物の発生量は、昨年の西日本豪雨を上回ると言われており、本県においても約五十万トンと推計されております。県は、これらの災害廃棄物について、令和三年四月での処理完了を目標とする考え方を示しました。

現在三十市町村において仮置き場などが設置されており、そのうち十一市町村が仮置き場への搬入を終えている状況ですが、引き続き環境衛生、防災の観点からも生活空間からの撤去を速やかに進めていかななくてはなりません。

県は、今後具体的な処理方法やスケジュールなどを盛り込んだ実行計画を策定すると聞いておりますが、全県的な進行をしっかりと管理しながら、災害からの復旧・復興につながる取り組みを進めていく必要があります。

そこで、県は台風第十九号等により発生した災害廃棄物の円滑な処理にどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、JR只見線についてであります。

先月末、JR東日本は復旧工事着工後初めて工事の進捗状況を公表しました。それによれば、流失した橋梁の橋脚が完成するなど、令和三年度中の完了を目途に工事が進んでいるとのこと、引き続き安全に留意し、円滑に工事が進むことを願うものです。

また、復旧工事とともに重要になるのが利活用の促進であります。地域の宝である只見線が生活面や観光面などでより多くの方々に活用されることで、只見線を核として地方創生を実現していく日本一の地方創生路線を

目指す取り組みは、地元の方のみならず多くの方々が目指すところであり、全国の被災した鉄道や、地方ローカル線にとって復興・創生のシンボルとなり得るものと考えます。

そこで、県はJR只見線の利活用促進にどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、要配慮者利用施設における避難確保計画についてであります。

今回の台風では、多くの病院や福祉施設も浸水の被害を受けました。受け入れ先の確保が難しく、特別養護老人ホームや病院に多くの高齢者や障がい者が取り残されたとの事例もありました。

国によれば、浸水被害のおそれがあり、避難確保計画の作成が必要な県内の病院や福祉施設などの要配慮者利用施設は六百三十九施設ありますが、そのうち避難確保計画を作成済みであるのが百八十一施設で、作成率は約二八％と低調な状況となっています。

今後も地球温暖化の影響により自然災害が相次ぐことが想定される中で、要配慮者を守る対策は急務であり、避難確保計画を整備していくことが重要であると考えます。

そこで、県は河川管理者として要配慮者利用施設における避難確保計画の作成をどのように支援していくのか伺います。

次に、医療の安定的な提供についてであります。

本年九月、国は全国に千四百五十五院ある公立病院や日本赤十字社等が運営する公的病院について、再編統合を検討する必要がある本県の八病院を含む四百二十四院の診療実績の少ない病院を実名で公表しました。

名指しされた医療機関は、それぞれの地域における基幹的な医療機関としての使命と役割を担っており、地域に根差した医療として長期にわたり地域住民の健康と命を守ってきました。医師不足や高齢化率などの地域の個

別事情を考慮せず、全国一律の機械的な算定による判断について、地域住民からは多くの不安と不満の声が上がっております。

二〇二五年には団塊の世代が七十五歳以上の後期高齢者となり、医療や介護サービスの需要が急増することが想定されるため、地域医療構想の推進は大変重要であり、地域医療確保に関する国と地方の場において関係者間で丁寧な議論し、医師偏在対策、医療従事者の働き方改革等を一体的に進めていくことが必要だと考えます。

そこで、県は地域の実情を踏まえ、医療の安定的な提供にどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、県民の健康づくりについてであります。

東日本大震災後の避難生活の長期化などにより、県民の健康状態は大きく悪化し、現在もメタボリックシンドローム該当者の割合が全国ワースト三位に低迷するなど、依然として厳しい状況が続いております。

一方、先月公表されました県政世論調査によりますと、心身の健康づくりの実践状況に関する問いに対し、「何かしたいが、ほとんど実践できていない」と回答された県民が約半数を占めるとともに、「特に何かしたいとは思わない」と回答された県民も一割以上を占めており、県民一人一人の健康づくりに関する意欲を高めていくことが極めて重要であると感じております。

そこで、県は県民の健康づくりの意欲向上にどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、被災事業者への支援についてであります。

台風第十九号等の影響は、県内産業界にも大きく及んでおります。被災した企業、工業団地の復旧は思うように進まず、資金調達も含めて事業再開の時期が見通せない企業も多いのが現状です。また、後継者不足に悩む中

小企業が今回の被災を機に廃業を検討するなど、これまでの課題が顕在化してきており、対策が急務です。

国は、被災者の生活と事業再建に向けた対策パッケージにおいて、東日本大震災の発生時につくられたグループ補助金を今回の台風災害にも適用する考えであります。速やかな制度の運用により被災事業者がいち早く再開への道筋を立てられるよう、スピード感を持った適切な対応が求められております。

そこで、県は台風第十九号等による被災事業者の再建に向けた支援にどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、中小企業の事業承継についてであります。

前段でも触れましたが、中小企業の後継者不足は深刻な問題であり、人口減少が急激に進む中、中小企業における経営者の高齢化も進んでおります。県内においても、約六万件ある中小企業のうち約六割が後継者未定の状況にあります。

事業承継には、後継ぎを育成する時間を考えれば、少なくとも五年から十年は必要であり、周知な準備と綿密な計画が求められるため、事業者に寄り添った対応が大変重要です。地域経済の守り手である事業者の不安を解消し、実情に沿った支援が求められております。

そこで、県は中小企業の事業承継の支援にどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、観光需要喚起に向けた対策についてであります。

台風第十九号が上陸したのは、秋の行楽シーズンの真ただ中であり、本来であれば登山や紅葉など観光のトップシーズンを迎えていた時期だけに観光産業の停滞は残念でなりません。

国は、今回の災害対策パッケージにおいて、被災地域における観光需要を



喚起するため、旅行、宿泊料金の割引等、一人一泊当たり五千円を支援することを発表しました。また、台風災害から一カ月以上が経過し、復旧作業も少しずつ進んでいることから、一時は遠のいた客足が戻ってくるのではないかと期待しているところです。

本県においては、来年三月までふくしま秋・冬観光キャンペーンが展開されており、また来春のNHK連続テレビ小説では、福島市出身の作曲家、古関裕而さん御夫妻をモデルとしたドラマ「エール」も始まることから、この好機を逃すことなく、積極的に本県の観光をアピールしていくべきです。

そこで、県は観光需要喚起に向けた対策を通して観光誘客にどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、再生可能エネルギー関連産業の育成・集積についてであります。福島県では、原子力に依存しない安全・安心で持続的に発展可能な社会づくりを復興の基本理念として掲げ、再生可能エネルギーの飛躍的推進に取り組んできました。

このような中、十月には知事がドイツ・ノルトライン・ヴェストファーレン州及びハンブルク州、スペイン・バスク州を訪問し、各州と再生可能エネルギー関連産業分野における連携覚書を更新、締結しました。

再生可能エネルギーの先駆けの地を目指す本県にとって、このように欧州などの海外先進地と連携しながら県内企業の技術力の向上を図るとともに、企業間のネットワークづくりや販路拡大を目指すなど、両地域においてさらなる経済交流を図ることが大変重要であると考えております。

そこで、県は海外との連携のもと、再生可能エネルギー関連産業の育成・集積にどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、農林業の経営再建についてであります。

台風第十九号やその後の大雨は、本県の農林業にも甚大な被害を与えました。水稲や野菜などを初め各分野にわたって大きな被害が確認されております。

中でも米農家においては、農地や農業施設の被害に加え、河川の氾濫によって流出した稲わらや土砂が田んぼに堆積するなど、来年の作付への影響に対する懸念が大きく広がっております。

また、収穫前の農作物の被害はもちろんのこと、野菜や花、キノコ等の生産施設の倒壊や果樹園への土砂の流入など被害が広範囲にわたり、復旧に向けての課題が山積しているため、被災された農業者が営農意欲を失わないよう、一日も早く経営再建できるようにしていかなければなりません。

そこで、県は被災した農業者の営農再開をどのように支援していくのか伺います。

また、木材産業に関しては、林業、木材関係者の皆様の大きな努力によりまして、平成二十九年度には東日本大震災前の二割増しとなる三千億円を超える木材関連工業出荷額となるなど、着実に復興への歩みを進めてきたところですが、今回の台風により再び被災し、操業停止を余儀なくされている木材加工施設もあることから、一刻も早く再開できるようにしなければなりません。

そこで、県は被災した木材加工施設の復旧をどのように支援していくのか伺います。

次に、教職員の不祥事根絶についてであります。

先日、酒酔い運転の疑いにより県立高校教諭が、また県青少年健全育成条例違反の疑いにより市町村立中学校の講師が相次いで逮捕されました。本年度に入り逮捕者は五名となり、過去十年間では最多の数であります。

また、先週末に免職処分が三件行われました。本年度の免職件数は六件と

なり、過去十年間で最多の七件に迫るといふ危機的な状況です。これらは極めて異常な状態であり、将来を担う子供たちの模範となるべき立場である教職員の余りにも身勝手な行動に強い憤りを禁じ得ません。

九月定例会において、教育長より各学校において研修を行うよう指示したとの答弁がありました。先週処分された者の中には研修後に不祥事を起こしている者がいたことを考えれば、教職員全体に危機意識が欠けていると言わざるを得ません。

今週初めには全ての公立学校の服務倫理推進担当者を対象とした研修会を行ったと聞きましたが、子供たちのためにも再発防止を徹底し、一刻も早く信頼回復に努めなければなりません。

そこで、県教育委員会は教職員の不祥事根絶にどのように取り組んでいくのか伺います。

また、「教育は人なり」とよく言われます。教育に最も大切なのは人間性であり、人と人とのよりよい信頼関係をつくることができるかが重要であり、つまるところ学校教育の要諦は教員の資質、能力に負うところが極めて大きいと考えます。

そこで、県教育委員会は教員の資質向上にどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、県立高等学校改革についてであります。

県立高等学校改革については、ことし二月に策定された県立高等学校改革前期実施計画に基づき、生徒一人一人の資質や能力を向上させることのできる、魅力ある高等学校づくりに向けて諸準備が進められております。

前期実施計画においては、望ましい学校規模を一学年四から六学級とする一方で、過疎・中山間地域の学習機会の確保の観点から、例外的に六校を一学年一学級規模の本校とすることとしております。

一学年一学級規模となった場合、生徒数、教員数ともに減少することにより、科目や部活動の選択の幅が縮小するなど、教育環境の質の低下が懸念されますが、そのような中にあっても地域の特色を生かした魅力ある学校づくりを進めていく必要があると考えます。

そこで、県教育委員会は一学年一学級規模の高校の魅力化にどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、公立小中学校における英語教育についてであります。

一部の業種や職種だけでなく、多くの人々にとって英語によるコミュニケーション能力が必要になる時代が近づいております。そうした時代を生きる子供たちのためにも英語教育を充実させていくことが大切であると考えます。

令和二年度以降、小学校において、中学年では年間五十単位時間の外国語活動、高学年では年間七十単位時間の外国語科の授業が行われます。また、中学校においても目標や内容などが高度化されることとなります。

過日行われた全国学力・学習状況調査においては、初めて中学校三年生で英語が実施され、単なるペーパーテストにとどまらず、ICT機器による話す力の調査も実施されました。

公表された本県の分析結果などから、小中連携のさらなる充実とともに、新学習指導要領の趣旨にのっとった言語活動の充実が喫緊の課題であると聞いております。

こうした状況に鑑み、児童生徒の英語教育の充実に向け、小中学校の教員が自信を持って指導できるよう、支援を一層確立させていくべきだと考えます。

そこで、県教育委員会は公立小中学校における英語教育の充実にどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、ダムやため池等に係る防災・減災対策についてであります。

台風第十九号等の大雨では、農業用ダム、ため池等の下流においても被害が発生してしまい、大変残念なことです。しかし、そのような状況においても、県南方部の農業用ため池では、管理者がみずからの判断で事前に放流し、洪水被害を防いだ事例もあります。

国においては、利水ダムを含め、洪水調節機能強化に向けた検討を開始しているところです。洪水調節機能を持たない農業用ダム、ため池においては対応が難しいと言われておりますが、何らかの取り組みを進めていく必要があると考えております。

そこで、県は豪雨時の農業用ダムやため池の防災・減災対策にどのような取り組みでいくのか伺います。

また、今回の台風第十九号のような大規模な台風等の際には、緊急放流を避けるためにもダムの事前放流は効果があると考えられます。

近年の異常気象を踏まえると、同様の降雨がいつ発生するかわからない状況であり、防災・減災の観点からも何らかの取り組みを進めていかなければならないと考えております。

そこで、県は県管理治水ダムの事前放流についてどのように取り組んでいくのか考えます。

次に、警察行政についてであります。

甚大な被害をもたらした台風第十九号とその後の大雨災害においては、県警察を初め関係機関には人命の救助や災害の初期対応に尽力いただきました。一方、今回の災害のように、浸水等の被害により自宅に戻れず、避難所等での生活が長期化すると、不在家屋を狙った空き巣などの窃盗被害や被災者の弱みにつけ込んだ悪質な詐欺被害の発生が懸念されるところであり、県警察はさまざまな犯罪抑止対策を講じていると聞いております。

今回の災害に乗じて被災地を狙った空き巣犯を逮捕したという報道もありましたが、こうした犯罪は被災者をさらに追い詰める許しがたい行為であり、県警察は今後も違法行為には断固たる措置を講じていくとともに、被災地において犯罪を発生させない取り組みや被災者に寄り添った活動を進めていくべきと考えております。こうした警察の取り組みは、被災者を初め県民に安全・安心を与える重要な活動であると考えております。

そこで、台風第十九号等の被災地における犯罪抑止の取り組みについて伺います。

以上で私の代表質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

◎議長（太田光秋君）執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

◎知事（内堀雅雄君）渡辺議員の御質問にお答えいたします。

令和二年度当初予算についてであります。

震災、原子力災害からの復興途上の中、台風等は本県に甚大な被害をもたらしました。私自身、県内各地へ足を運び、被災された方々の切実な声を伺うなど厳しい状況を目の当たりにして、こうしたたび重なる災害を乗り越えるには、被災された方々の思いを真摯に受けとめ、さまざまな主体との共働の輪を広げながら、必ず復興をなし遂げるといふ強い思いを持って挑戦を続けることが重要であると決意を新たにいたしましたところであります。

復興・創生期間の最終年度であるとともに、次期総合戦略の初年度となる来年度は、避難地域の復興はもとより、子供を産み育てやすい環境づくりや健康長寿の実現などの人口減少克服に向けた取り組み、新たな産業の創出や農林水産業の再生、地域産業の事業承継や人材育成への支援など、復興と福島ならではの地方創生に向けた施策を両輪として加速させてまいります。

さらに、今年度補正予算とあわせ、台風等により被災された方々の生活再建、商工業や農業などのなりわいの再生、災害からの復旧に向けた取り組みを来年度も切れ目なく進めるとともに、今後の自然災害に備え、インフラ施設の防災力を強化し、さらなる安全・安心の確保に全力を尽くしてまいります。こうした取り組みを通して、県民の皆さんが安心して暮らし、希望と誇りを持てる新生ふくしまを創造してまいります。

次に、台風第十九号等への対応についてであります。

台風第十九号では、県内十四カ所において統計開始以来最大の雨量を記録し、河川氾濫や土砂崩れ等により三十二名の方が亡くなられ、二万棟以上の住家被害が発生しました。

県といたしましたしては、前日の十月十一日に市町村防災担当者会議を開催し、十分な警戒と早目の避難情報発令をお願いしたほか、当日は速やかに災害対策本部を設置し、被害状況の把握と速やかな救助活動の調整を行うための人員を配置し、対応に当たりました。

第一回災害対策本部員会議においては、人命第一に関係機関と連携し、全力で被災者の救助に当たるよう指示したところであり、消防、警察、自衛隊に多くの県民を救助いただきました。

さらに、二十四市町村の被災現場や避難所延べ八十五カ所を訪問し、市町村長や被災者の方から直接お話を伺い、要望等への対応を担当部局に指示をいたしました。

県災害対策本部におきましては、応急対策として、避難所への物資供給や断水地域への給水、医療機関等へのDMATの派遣、河川の応急復旧、孤立地域の解消などに全力で取り組むとともに、避難所の運営や罹災証明書発行事務に従事する職員に加えて、管理職リエゾンを派遣し、被災市町村を支援いたしました。

今後は、有識者を交えた検証委員会を設置してこれまでの対応を丁寧に検証し、県庁の総合力と関係機関との強固な連携による災害対応に強い福島県の体制づくりに取り組んでまいります。

次に、復興・創生期間後の体制や財源の確保についてであります。

複合災害から八年九カ月が経過する中、避難地域の再生、廃炉・汚染水対策など本県特有の問題が山積しており、福島の復興には長い時間が必要であります。

復興・創生期間後においても、未曾有の災害から復興をなし遂げるまで切れ目なく安心感を持って具体的な取り組みを積み重ねていくことが重要であり、政府要望を初めあらゆる機会を捉え、復興・創生期間後の復興を支える体制、制度、財源の確保について国に要望してまいりました。

その結果、去る九日に示された復興の基本方針案において、復興庁の設置期間の十年間延長や総合調整機能の維持、一般会計と区分した震災復興特別会計や復興事業の地方負担を軽減する震災復興特別交付税制度の継続、福島の課題に対応した税制措置の検討、そして令和三年度から五年間の復興・復興の事業規模が一兆円台半ばとの見込みが示されるとともに、原子力災害被災地域については、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題等への対応などが明記されたところであります。

引き続き、復興途上での台風や大雨災害という二重三重の被害を受けるなど厳しい状況にある本県の実情や特殊性を訴え、福島の復興再生が実現するまで国が前面に立って最後まで責任を果たすよう、しっかりと求めてまいります。

次に、地方創生のさらなる推進についてであります。

先日公表した福島県人口ビジョン案において、令和二十二年度の人口目標を百六十二万人から百五十三万人に変更いたしました。若い世代を中心と



する移住世帯が増加している一方で、出生数の減少や進学や就職等に伴う若者の県外流出に依然として歯どめがかからず、震災以降十八万人を超える人口が減少していることに強い危機感を持っております。

本県は、震災と原発事故からの復興再生と少子高齢化の構造的な要因を克服する地方創生を両輪で進めていくことが不可欠であります。私は、そのためには、福島への誇りを取り戻し、磨き上げ、「ふくしまプライド。」を追求する一人一人の挑戦をしっかりと支える社会、それぞれの強みを発揮しながら連携、共働していく社会、そして一人一人が輝き、魅力的で安定した雇用の場づくりや産業振興により地域の活力を向上させながら、福島で挑戦する姿を見て自分も挑戦したくなる、人が人を呼び込む、憧れの連鎖を生む社会の実現が重要であると考えております。

次期ふくしま創生総合戦略には、こうした視点を基本的な考え方に盛り込み、あらゆる人口減少対策を講じながら、実効性ある地方創生に積極的に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁させていただきますので、御了承願います。

（危機管理部長成田良洋君登壇）

◎危機管理部長（成田良洋君）お答えいたします。

被災者生活再建支援法の支援対象とならない被災世帯への特別給付金につきましては、半壊世帯や床上まで浸水した世帯の速やかな生活再建に資するよう、住宅補修や家財購入などに要する経費の一助として一世帯当たり十万円を支援するものであります。

この特別給付金は、市町村の独自支援と連携して実施することとしていることから、被災者への速やかな支給に向け、独自支援のない町村に事業の趣旨を丁寧に説明するとともに、市町村説明会の開催や交付要綱等関係書

類のひな形の提供など、市町村の支援にしっかりと取り組んでまいります。

（生活環境部長大島幸一君登壇）

◎生活環境部長（大島幸一君）お答えいたします。

災害廃棄物の処理につきましては、国と連携し、被災市町村に職員等を派遣して仮置き場を適正に管理するための助言を行うとともに、公園など身近な場所からの廃棄物の撤去に向けた支援に取り組んでまいりました。

また、焼却施設が被災した郡山市の生活ごみの広域処理を進めるとともに、災害廃棄物の処理が困難な市町村に対し、県内外の施設や国の仮設焼却施設での受け入れについて調整を行っているところであります。

今後は、具体的な処理方法や全体工程などを盛り込んだ実行計画を年内を目途に策定し、進捗状況を確認しながら、迅速に処理が進められるよう取り組んでまいります。

次に、只見線につきましては、十月から定期列車内での地元特産品の販売や絶景ポイントでの速度低下運転等を行うおもてなし運行を初め只見線の乗車をセットにした観光周遊バスを運行するなど、地域資源を活用し、新たな魅力の創出に取り組んでいるところであります。

さらに、今月からは吉本興業と連携して開発したスイーツの列車内販売を始めたほか、インバウンド向けのプロモーションとして、只見線応援大使を委嘱している台湾の人気タレント等が撮影した沿線地域等の魅力を発信する写真展を本日から台北市において開催しております。

今後とも、多くの方々から何度でも乗りたい、訪れたいと思われる路線、地域となるよう、地元自治体や関係団体等と一丸となって利活用の促進に取り組んでまいります。

（保健福祉部長戸田光昭君登壇）

◎保健福祉部長（戸田光昭君）お答えいたします。

医療の安定的な提供につきましては、急激な人口減少や少子高齢化に対応する医療のあり方について地域全体で考えることが重要であり、これまで公的病院等がみずから策定した計画に基づき、病床機能や規模、地域での役割など、病院の将来の姿について、六つの医療圏ごとに設置されている地域医療構想調整会議で議論してきたところであります。

今後は、民間病院の将来計画や医師偏在対策、診療所における医療の確保等について、医療機関や医師会、市町村など関係機関とともに地域の医療体制の現状や将来像を踏まえながら丁寧に議論し、各医療圏の実情に合った医療提供体制の構築にしっかりと取り組んでまいります。

次に、県民の健康づくりの意欲向上につきましては、食、運動、社会参加を柱に、ウォークビズやベジファーストなど、身近なところから始めることのできるさまざまな取り組みを県民運動と一体となつて展開してまいりました。

この秋には、楽しみながら健康づくりを体験してもらうイベントを会津若松市で開催したところ、参加者は九千人を超え、また先月認定した健康経営優良事業所の数は九十八件と、昨年度の二倍以上に増加するなど、健康づくりに対する意識が着実に高まってきております。

さらに、今月からは新聞紙上で健康に関する知識を養うふくしま健民検定を開始したところであり、今後とも幅広い世代が気軽に参加できる機会の充実を図りながら県民の健康づくりの意欲向上に取り組んでまいります。

（商工労働部長金成孝典君登壇）

◎商工労働部長（金成孝典君）お答えいたします。

被災事業者の支援につきましては、事業者の一刻も早い復旧に向け、先月一日の豪雨災害特別資金の創設を初め、二十九日には国の対策パッケージを活用して中小企業等グループ補助事業や商店街災害復旧等事業の募集を

開始するとともに、雇用調整助成金の特例措置の活用促進や雇用に関する相談窓口の設置などの支援に取り組んでおります。

今後は、事業者向け説明会や個別相談会の開催を通じ、被災事業者のニーズ等を捉えるとともに、国等が行う支援策も含め、制度の周知を図りながら、早期の再建に向けて必要な支援に取り組んでまいります。

次に、中小企業の事業承継につきましては、親族や従業員への引き継ぎ支援を初め多様な後継者を確保するため、専門的知識や技術を有する人材を紹介するプロフェッショナル人材戦略拠点によるマッチング支援や事業引き継ぎ支援センターによる同業者等への事業譲渡支援などに取り組んでまいりました。

今年度は、県内三方部に新たに配置された事業承継コーディネーターを活用し、事業者の相談窓口機能やオールふくしま経営支援連絡協議会による支援機能を強化したところであり、経営者の実情に寄り添いながら円滑な事業承継がなされるよう、きめ細かな支援に一層努めてまいります。

次に、海外との連携による再生可能エネルギー関連産業の育成・集積につきましましては、これまで県内企業と欧州企業との間で事業化や共同研究などの具体的な取り組みが進められております。

こうした経済交流をさらに深めていくため、十月には知事がドイツ、スペインを訪問し、各州首相との会談や連携覚書の締結を通じ、より強固な信頼関係を構築してまいりました。

今後は、関係機関と連携しながら、お互いの強みを生かした研究開発や事業化支援を初め展示会への相互出展、セミナーの共同開催などにより県内企業の海外進出や事業拡大を後押しし、再生可能エネルギー関連産業の育成・集積に積極的に取り組んでまいります。

(農林水産部長松崎浩司君登壇)

◎農林水産部長（松崎浩司君）お答えいたします。

営農再開につきましては、災害復旧事業等により土砂などが流入した水田や果樹園等の復旧に取り組むとともに、農林事務所に相談窓口を設置し、農作物の生育回復や病害虫防除対策などの技術指導を行っているところであります。

また、施設や機械の復旧については、国の支援事業に県の上乗せ補助を行い、再建や再取得に要する経費の負担軽減を図ることといたしました。

さらに、収穫した米や収穫を目前にして甚大な被害を受けた野菜等の再生産に必要な種子等の資材購入や果樹の改植等を支援してまいります。引き続き、被災した農業者が意欲を持って営農再開に取り組むことができよう、きめ細かな支援に取り組んでまいります。

次に、木材加工施設の復旧につきましては、木材産業が地域経済を支えているほか、森林の再生と林業の成長産業化に重要な役割を果たしていることから、一日も早い復旧が必要です。

このため、事業者の意向を確認しながら、経営再建策の作成に対し助言を行うほか、被災した施設、機械の復旧や再建に必要な設備等を整備するための支援メニューを提案するとともに、円滑な事業申請手続に向けて関係団体と一体となって支援を行うなど、被災した事業者が希望を持って木材製品の生産を再開できるよう積極的に取り組んでまいります。

次に、豪雨時の農業用ダムやため池の防災・減災対策につきましては、常に施設が良好に維持されるよう、定期的に点検を行った上で改修等を計画的かつ着実に進めてまいります。

また、豪雨が想定される場合の農業用ダム等の管理については、国の既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議の協議状況を踏まえ、管理者とともに幅広く検討を進めてまいります。

さらに、市町村等と連携しながらハザードマップの策定を加速化し、日ごろから住民の防災意識の向上に努めるなど、地域と一体となって防災・減災対策に取り組んでまいります。

（土木部長猪股慶藏君登壇）

◎土木部長（猪股慶藏君）お答えいたします。

洪水被害に備えた防災・減災対策につきましては、河川の計画的な整備によるハード対策や河川水位情報の発信などのソフト対策を実施してまいりました。

台風第十九号等による被災を踏まえ、防災・減災、国土強靱化のための三年緊急対策などを活用し、河川整備の一層の進捗を図るとともに、有識者を交えた検証委員会の意見などを踏まえながら、避難行動に着実につながる情報発信や発災直後の適切な初動対応、洪水による浸水を想定した立地適正化計画への支援など、国や市町村、関係機関と連携して総合的な防災・減災対策に取り組んでいく考えであります。

次に、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成への支援につきましては、これまで社会福祉施設や医療施設などの施設管理者を対象とした会議において手引等による具体的な作成方法の説明などを行ってきたところであります。

今後は、関係部局や市町村との連携を強化し、施設管理者に対し、あらゆる機会を活用して必要性を説明するとともに、計画作成や避難実施における課題を把握しながら先進的な事例を紹介するなど、実効性のある計画作成に向けた支援に取り組んでまいります。

次に、県管理治水ダムの事前放流につきましては、今回の台風第十九号による豪雨がダムの洪水調節能力を超える規模であったことから、洪水対策としての必要性が高まってきたところであります。

今後は、国の対応方針を参考にしながら、実施可能なダムにおいて洪水調節の容量をふやす目的で、利水者が使用できる水を事前に放流するための制度の構築について検討を進めていく考えであります。

（観光交流局長宮村安治君登壇）

◎観光交流局長（宮村安治君）お答えいたします。

観光需要喚起に向けた対策につきましては、台風の直接の影響を受けた地域を初め自粛ムードなどによる誘客面での影響が県内全域に及んでいるため、宿泊施設や観光事業者等が早く対策の効果を実感できるよう、県内外の旅行会社を取り扱う募集型、受注型旅行商品に助成を行う形で来週から着手をすることといたしました。

この対策を絶景福島スタンプラリーなど、さまざまな特別企画とともに、現在展開中の秋・冬観光キャンペーンにあわせて広く周知を図ることで、客足が伸び悩む厳冬期の入り込みに勢いをつけ、東京オリンピックの開催や連続テレビ小説「エール」の放映が控える来年度へと切れ目のない観光誘客を推進してまいります。

（教育長鈴木淳一君登壇）

◎教育長（鈴木淳一君）お答えいたします。

教職員の不祥事根絶につきましては、今般の一連の事態が極めて危機的な状況であることに鑑み、先月開催した県立学校長会議において私から訓示を行い、危機意識の共有と管理職の責務について徹底を図ったところであります。

また、今日九月日には、県内全ての公立学校の服務倫理推進員約八百名を集め、教育庁幹部による訓示と弁護士によるコンプライアンスについての講話を行ったところであり、今後はこれらの内容を各学校で伝達、共有するとともに、教職員一人一人に不祥事は自分自身にも起こり得ることである

と自覚させ、服務規律の保持を徹底することにより、不祥事の根絶に努めてまいります。

次に、教員の資質向上につきましては、教科等に関する専門的な知識はもとより、社会性や倫理観、豊かな人間性を養うことが重要であると考えております。

このため、県教育委員会が策定した教員としての資質の向上に関する指標の中に社会人としてのあり方やコミュニケーション能力の習得などを教員の大切な素養として位置づけており、経験年数に応じて地域企業や特別養護老人ホーム等での短期間の体験研修を実施しているところであります。

今後も地域社会との積極的なかわりを持ちながら幅広い知見を養う多様な体験をさせることにより、教員が信頼される存在となるよう資質の向上に取り組んでまいります。

次に、一学年一学級規模の高校の魅力化につきましては、これまで地域の核として果たしてきた役割を踏まえ、生徒が主体的に地域にかかわる学びを展開しながら郷土愛や課題に対する当事者意識を育むため、高校と地域が連携、協働した教育環境づくりを進めることが重要であると考えております。

このため、今年度から湖南高校、西会津高校、川口高校の三校をモデル校に指定して、自治体や企業等と連携し、地域課題を探求する活動に取り組んできたところであります。

今後は、この三校に県立高校では初めてとなるコミュニティ・スクールを導入し、住民の声を学校運営や教育活動に反映させながら、各地域ならではの魅力ある学校づくりに取り組んでまいります。

次に、英語教育の充実につきましては、小学校においては新たに教科となり、中学校でもこれまでより高度な学習内容になることを踏まえ、教員の



指導力向上を図ることが喫緊の課題であると考えております。

このため、効果的な指導方法を紹介した動画や、学習内容の具体的な解説を効率的に検索することができ、対話的な授業づくりの指針となる指導資料としてイングリッシュコンパスをこのたび新たに作成し、来月小学校の全ての教員と中学校の英語担当教員に配布することとしております。

今後は、地区ごとの研修会において、同資料の活用と小中連携を促すことにより英語教育の充実に努めてまいります。

（警察本部長林 学君登壇）

◎警察本部長（林 学君）お答えいたします。

台風第十九号等の被災地における犯罪抑止の取り組みにつきましては、浸水区域等を狙った空き巣や片づけ作業中の盗難被害が発生しているほか、警察官や金融機関職員をかたる不審な電話や悪質商法に関する相談を受理していることから、避難所訪問活動を通じた防犯指導を実施するとともに、被災地におけるパトロール活動や検挙活動を強化しております。

また、被災者やボランティアの方が窃盗やなりすまし詐欺、悪質商法等の被害に遭わないよう、報道機関に情報提供を行うほか、防犯チラシの配布、安全・安心メールや県警ツイッター、ホームページ等の各種広報媒体を活用した情報発信を行っております。

今後も被災者に寄り添った取り組みを継続し、被災地の安全確保に努めてまいります。